自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1　設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という）の遵守事項

(1)　自動販売機の仕様

①　貸付面積により、原則として設置者の判断とするが、高さはおおむね 1.90m以内とする。

②　周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

③　新旧 500 円硬貨及び新旧 1,000 円紙幣が使用できること。新硬貨・新紙幣が発行された場合には、速やかに対応すること。

④　電子マネー決済や QR コード決済等のキャッシュレス決済機能を有した自動販売機を設置するように努めること。

⑤　設置する飲料水自動販売機は、１台以上を災害対応型の自動販売機とすること。

⑥　SDGs の推進や CO_2排出削減、容器のリサイクル等、自動販売機での環境に配慮した取り組みを実施するように努めること。

(2)　環境対策

①　「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

②　地球温暖化係数（ＧＷＰ）の低い、二酸化炭素又は炭化水素、又はハイドロフルオロオレフィン等を冷媒として採用した機種とする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第 100 号）に基づく最新の「環境物品等の調達基本方針」の基準に適合するように努めること。

(3)　安全対策

①　転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講ずるものとする。

②　食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(4)　防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の

使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5)　使用済み容器の回収

①　回収ボックスの設置

自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。

②　回収ボックスの規格

ア　素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ　容量

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な容量を確保する。

ウ　その他

使用済み容器投入口は紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。

③　使用済み容器の回収

設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払う。また、設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないよう、適切な維持管理を行う。また、市から回収の要請を受けた場合は、速やかに対応する。

④　使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成７年法律第 112 号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(6)　自動販売機の設置及び管理運営

①　設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行うこと。

②　設置者において、消費期限の確認等、安定した高品質な商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③　設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、自動販売機等が破損又は紛失したときは、速やかに復旧すること。

④　自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において即時対応すること。

⑤　自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。

(7)　実績報告

毎月の販売本数及び売上額について、市から指示があった場合には、速やかに報告する。

2　販売商品の種類等

(1)　種類

①　設置する自動販売機は、半数以上を飲料水自動販売機（アルコール、たばこ不可）とする。調理等を伴わない食品（軽食、菓子パン、菓子類等）の自動販売機も可能とするが、具体的な商品構成については事前に市と協議すること。

②緑茶飲料を販売する場合は、特産品の振興のため、「狭山茶」の銘柄表示がある商品を１種類以上含めること。

③環境負荷の少ない容器を使用している飲料水の販売に努めること。

(2)　価格

市販価格（定価）の１０円割引いた価格以下とする。

3　賃貸借料

月額の賃貸借料は、入札書に記載された額に１００分の１０に相当する額を加算した金額とする。

4　光熱水費

(1)　自動販売機の設置、管理、運営に係る光熱水費は、賃貸借料とは別に、設置者が市に支払うものとする。

(2)　設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成４年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により、計測した使用量に基づき、市が指定する期限までに支払うものとする。

5　費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去、光熱水費を計測するためのメーター設置等に係る費用は設置者が負担する。なお、設置にあたっては市の指示に従うものとする。

6　貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を受けなければならない。

7　自動販売機設置に伴う事故

市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

8　商品等の盗難及び破損

(1)　市の責に帰することが明らかな場合を除き、市はその責を負わない。

(2)　設置者は商品及び自動販売機を汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。